

消費税・地方消費税（個人事業者）の 確定申告と納税は正しくお早めに

平成30年分の個人事業者の方の消費税および地方消費税の確定申告は、平成31年4月1日（月）が申告・納付の期限となっています。

税務署などの申告相談会場は、特に所得税および復興特別所得税の確定申告期限（平成31年3月15日（金））間近になりますと大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。申告書はできるだけご自分で作成し、お早めに提出してください。なお、申告書は郵便や信書便による送付で提出することもできます。

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って、金額等を入力すれば税額などが自動計算され、消費税および地方消費税の申告書や所得税および復興特別所得税の申告書などを作成できる便利なシステムです。

また、作成したデータは、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用して送信することができますので、申告書の作成には、ぜひ、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

個人事業者の方の消費税および地方消費税の確定申告について

消費税の課税事業者に該当する個人事業者の方は、平成31年4月1日（月）までに、平成30年分の「消費税および地方消費税の確定申告書」を作成して所轄の税務署に提出するとともに、その消費税額および地方消費税額を納付してください。

【平成30年分において課税事業者となる個人事業者の方】

- ① 平成28年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
 - ② 平成28年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成29年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
 - ③ ①、②に該当しない場合で、平成29年1月1日から平成29年6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。
（注）事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。

【申告に当たっての留意点】

- 課税事業者となる方は、平成30年分（課税期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成30年分の消費税および地方消費税の申告・納付が必要です。
- 平成28年分の課税売上高が5,000万円以下で、平成29年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）」を提出してください。
- これ以外の課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）」を提出してください。
- 消費税および地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額および課税仕入れ等の税額の明細等を記載した書類（一般用については「付表2」、簡易課税用については「付表5」）を添付してください。
- 還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）」を添付してください。
- 消費税および地方消費税の確定申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載および申告されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要となりますのでご注意ください。

納付期限と振替納税の利用について

確定申告による消費税および地方消費税の納期限および振替日は、次のとおりです。

- 納期限・・・平成31年4月1日（月）
- 振替日・・・平成31年4月24日（水）

現金で納付される場合は、納期限までに現金に納付書を添えて、お近くの金融機関（日本銀行蔵入代理店）または住所地等の所轄の税務署の納税窓口で納付してください。

また、e-Taxを利用すれば自宅や事務所などからインターネット等を利用して電子納税することができます。

その他、振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出していただくだけで、ご指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税が行われます。納税のために金融機関または税務署に出向く必要もなく、預貯金残高を確認しておくだけで納付手続を済ませることができる、大変便利で確実な納付方法ですので、ぜひご利用ください。

なお、振替納税の場合には、領収書は発行されませんので、ご注意ください。

税に関する情報は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）へ

問合せ先 十勝池田税務署 ☎ (572) 2171

後期高齢者医療制度のお知らせ

高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が、後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。なお、手続きには市区町村窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合は支給されません。

自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者（※1）	【課税所得690万円以上】212万円	
		【課税所得380万円以上】141万円	
		【課税所得145万円以上】67万円	
1割	一般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※2）	31万円
		区分Ⅰ（※3）	19万円

- ※1 現役並み所得者の限度額は、平成30年8月以降から変更となります。
- ※2 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
- ※3 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

高額介護合算療養費勧奨通知の発送時期について

高額介護合算療養費の勧奨通知は、支給対象となる方に例年1月～2月に発送しておりましたが、平成29年度分（計算対象期間：平成29年8月1日～平成30年7月31日）は、3月～4月に発送予定です。



申請される方は、
役場 福祉課保険係までお申し出ください。

問合せ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 (290) 5601
役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214